

(3) 横断歩道が無い歩道巻込部

歩道巻込部においては、横断歩道がない場合、特に以下の点に留意して敷設をおこなうものとする。それ以外の敷設の基本形状は、「(2) 横断歩道口部」(p 18) に準ずるものとする。

横断歩道がないところは、一般的に車道横断の距離が短い道路であることから、横断中に進路を大きく外れる恐れは少ないと考えられる。このため、対面の歩道まで渡り終えたことを確認する役割も担っている車道横断口の点状ブロックも、以下に示すように「5枚」又は「6枚」の幅で敷設することを基本とする。

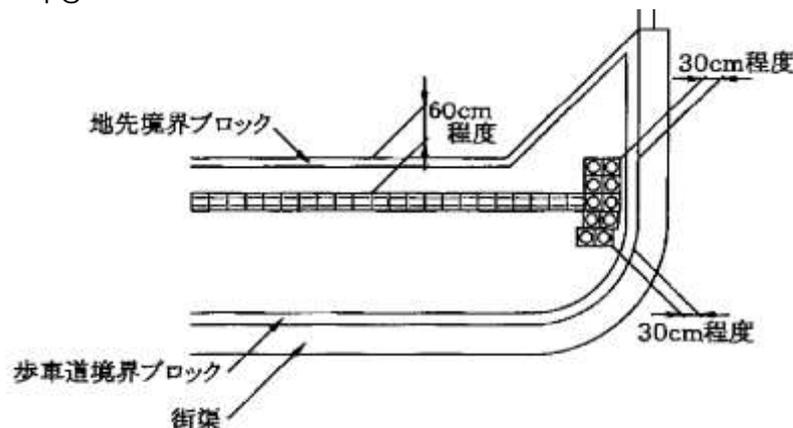
① 連続誘導がある場合

横断歩道がない場合は、横断の安全性を考慮して視覚障がい者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

<解説>

横断歩道がない場合は、線状ブロックの直線的な連続性を高め、横断における安全性に配慮する。また、点状ブロックも必要以上に、並行する車道側へ広げないよう配慮する。このため、歩道を連続的に誘導する線状ブロックを車道横断口まで直線で延長し、車道側にもっとも近い側の線状ブロック2枚を点状ブロックに変える。そして、このブロックの左右に、点状ブロックをそれぞれ2枚の幅で敷設する。

図3-46



② 連続誘導がない場合

横断歩道がない場合は、横断の安全性を考慮して視覚障がい者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

<解説>

連続誘導がない場合の点状ブロックの敷設位置も、連続誘導がある場合の敷設位置とほぼ同様の位置となるようにする。このため、図3-47のように、歩道直線部での官民境界線を、横断する車道まで延長し、この線の位置から、点状ブロックを6枚の幅で敷設する。

この時、歩道の形状のため、図3-48のように、点状ブロックA1が敷設できない場合は、A1、A2の点状ブロックは敷設しないものとする。また、線状ブロックは、「(2) 横断歩道口部」(p 18) にて示したとおり点状ブロックの中央につなぐよう敷設することを基本としているので、A1、A2の

2枚の点状ブロックを敷設しない場合は、Bの2枚の点状ブロックも敷設しないものとする。

図3-47

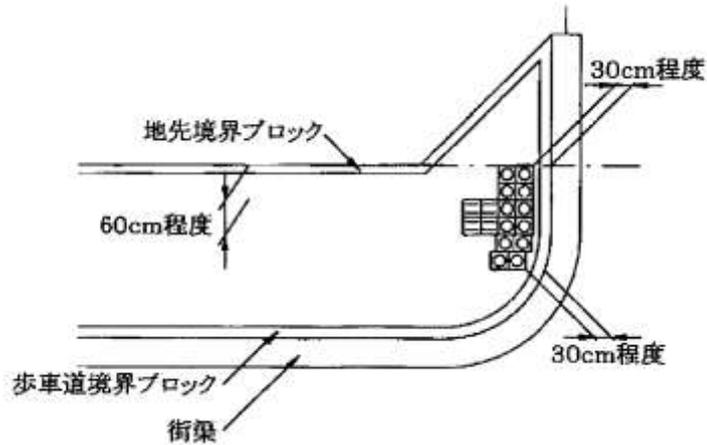


図3-48

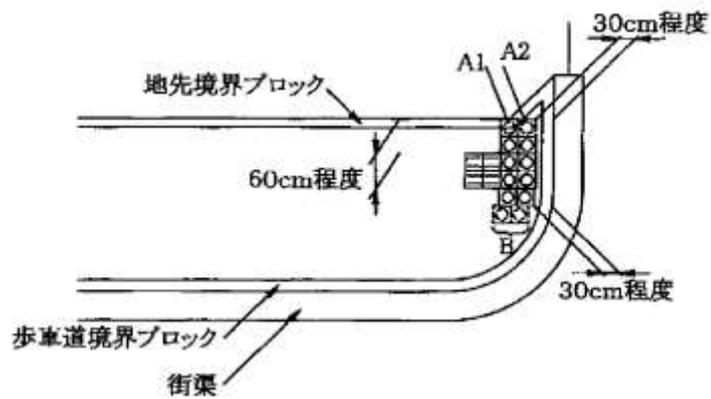
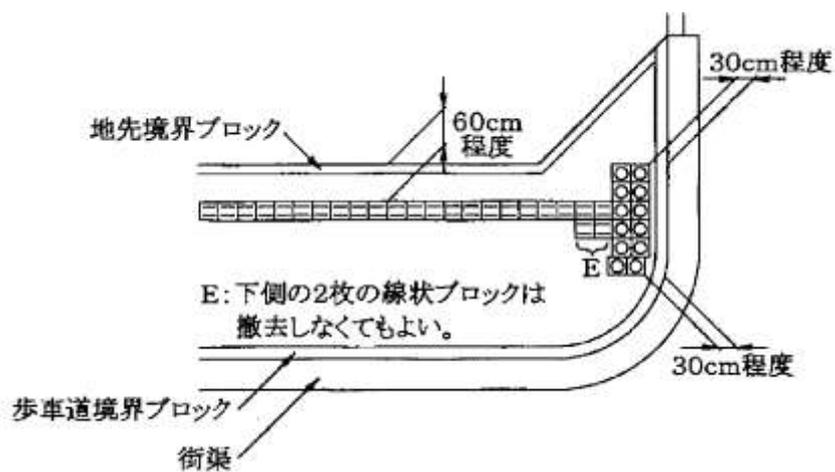


図3-49 車道横断口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合



(4) 中央分離帯・交通島部

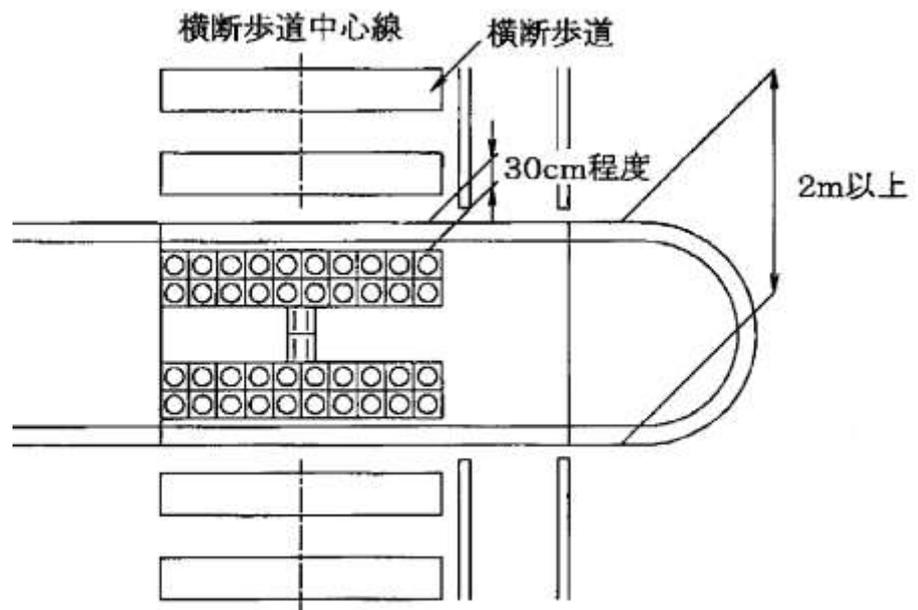
中央分離帯・交通島部においては、滞留が可能な個所には視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

<解説>

平成16年1月13日技術監理課より通知された「歩道における段差及び勾配に関する基準」に基づき、歩行者及び車いす等が滞留可能な中央分離帯の幅員は2.0m以上とする。

点状ブロックの敷設手順については、図3-15(p19)での方法と同様とする。また、それぞれの道路側の点状ブロックを線状ブロックで繋ぐものとする。その際、線状ブロックは1列とし、歩行及び横断歩道の中心部を示すように敷設する。

図4-1 中央分離帯での敷設



(5) 横断歩道橋の昇降口

① 連続誘導がある場合

①-1 ブロックの敷設形状

横断歩道橋の昇降口には、昇降口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、昇降口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

昇降口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。

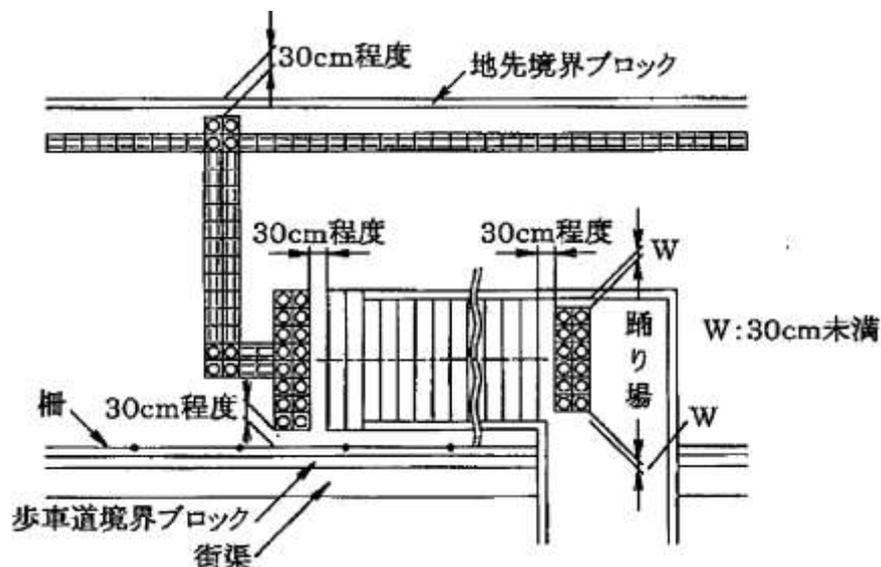
<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

また、踊り場での点状ブロックの敷設は、昇降口に誘導する2列の線状ブロックの中心線を踊り場まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを、Wの大きさが30cm未満となるまで敷設する。

なお、ガイドラインにおいては、横断歩道橋の周囲に、回避させるための点状ブロックが敷設されているが、線状ブロックにて連続的に誘導する場合は、横断歩道橋との離隔を60cm以上確保し、点状ブロックについては敷設しないものとする。

図5-1 横断歩道橋の昇降口での敷設（誘導がある場合）



② 連続誘導がない場合

②-1 ブロックの敷設形状

横断歩道橋の昇降口には、昇降口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、昇降口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

昇降口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

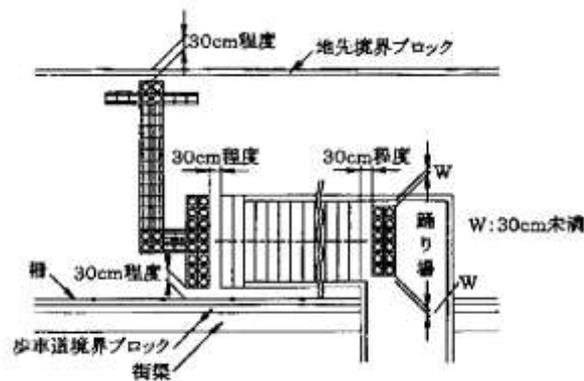
点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

また、踊り場での点状ブロックの敷設は、昇降口に誘導する2列の線状ブロックの中心線を踊り場まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを、Wの大きさが30cm未満となるまで敷設する。

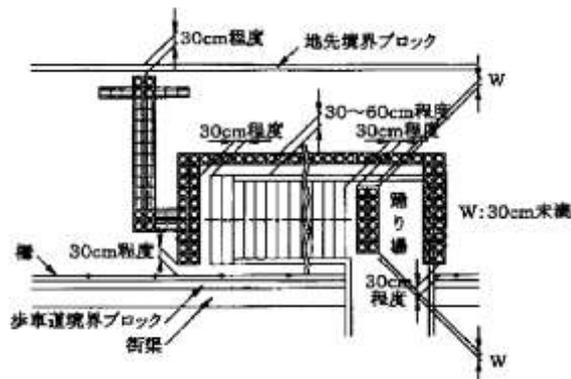
なお、ガイドラインにおいては、横断歩道橋の周囲に、回避させるための点状ブロックが敷設されているが、大阪市では、点状ブロックは敷設せず、階段下に入り込まないように周囲を柵で取り囲むこととしているので、この部分の敷設は不要とする。但し、階段下周囲の柵が設置できない場合は、点状ブロックを敷設する。

図5-2 横断歩道橋の昇降口での敷設（誘導がない場合）

- 横断歩道橋の周囲に点状ブロックを敷設しない場合（階段下に柵が設置できる場合）



- 横断歩道橋の周囲に点状ブロックを敷設する場合（階段下に柵が設置できない場合）



(6) 地下鉄・地下横断歩道などの出入口

① 連続誘導がある場合

①-1 ブロックの敷設形状

地下鉄・地下横断歩道などの出入口には、出入口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、出入口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

出入口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。地下出入口を誘導する線状ブロックの位置は、地下側での線状ブロックの誘導と連繋した位置を考慮して敷設するものとする。なお、地下側に線状ブロックが無い場合は、出入口の中心を案内するものとする。

<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

なお、ガイドラインでは、地下鉄・地下横断歩道などの出入口の周囲に点状ブロックを敷設しているが、出入口以外の部分は壁であり、白杖あるいは視覚(弱視者の場合)による確認が可能と考えられるので、大阪市では出入口部以外は敷設しないものとする。

図6-1 地下鉄出入口・地下横断歩道出入口での敷設(誘導がある場合)

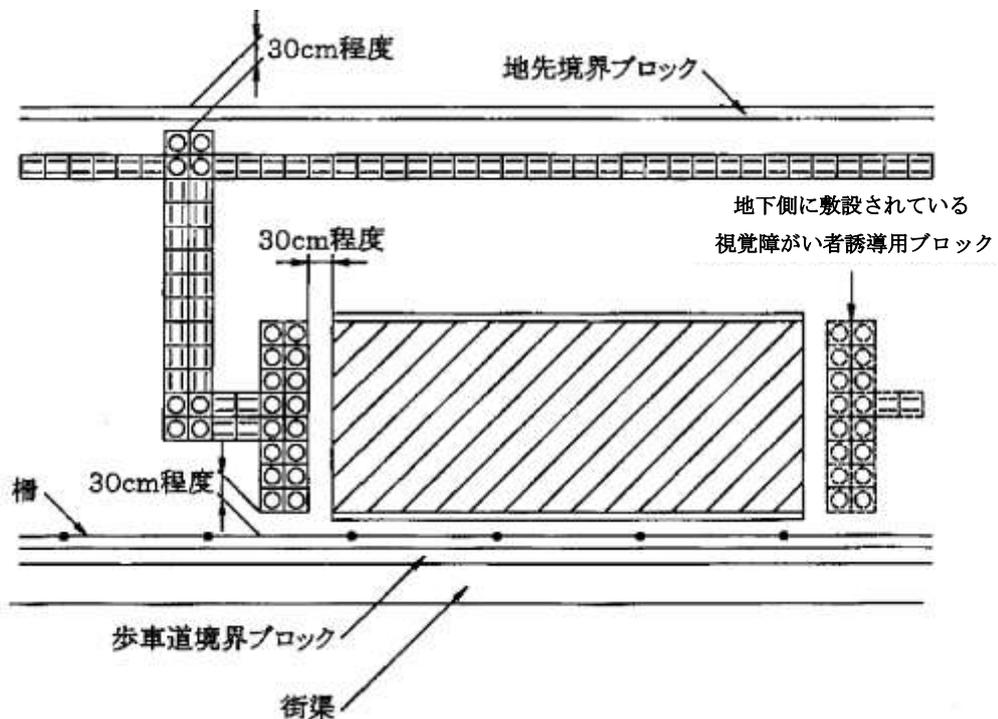


図6-1 つづき

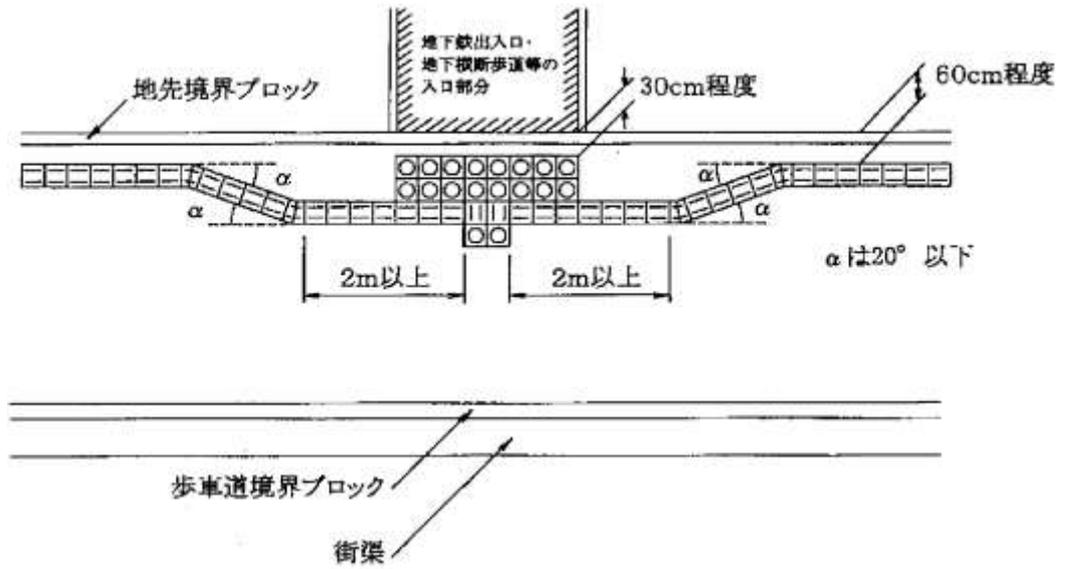
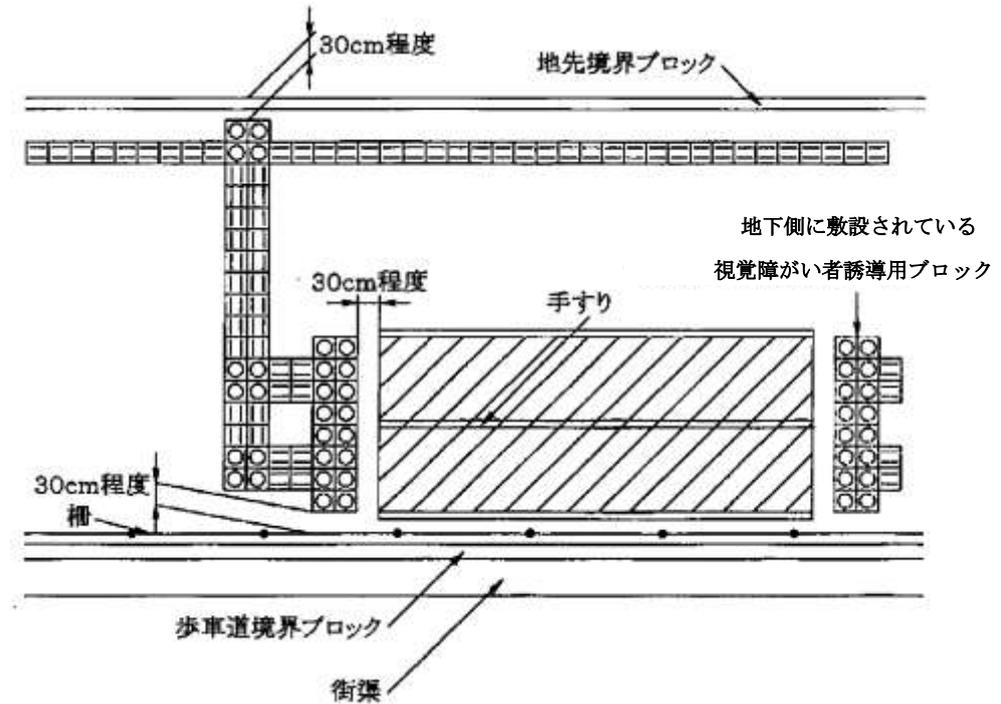


図6-2 地下側で2ヶ所に誘導している場合（誘導がある場合）



② 連続誘導がない場合

②-1 ブロックの敷設形状

地下鉄・地下横断歩道などの出入口には、出入口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、出入口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

出入口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

地下出入口を誘導する線状ブロックの位置は、地下側での線状ブロックの誘導と連繋した位置を考慮して敷設するものとする。なお、地下側に線状ブロックが無い場合は、出入口の中心を案内するものとする。

<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

なお、ガイドラインでは、地下鉄・地下横断歩道などの出入口の周囲に点状ブロックを敷設しているが、出入口以外の部分は壁であり、白杖あるいは視覚（弱視者の場合）による確認が可能と考えられるので、大阪市では出入口部以外は敷設しないものとする。

図6-3 地下鉄出入口・地下横断歩道出入口での敷設（誘導がない場合）

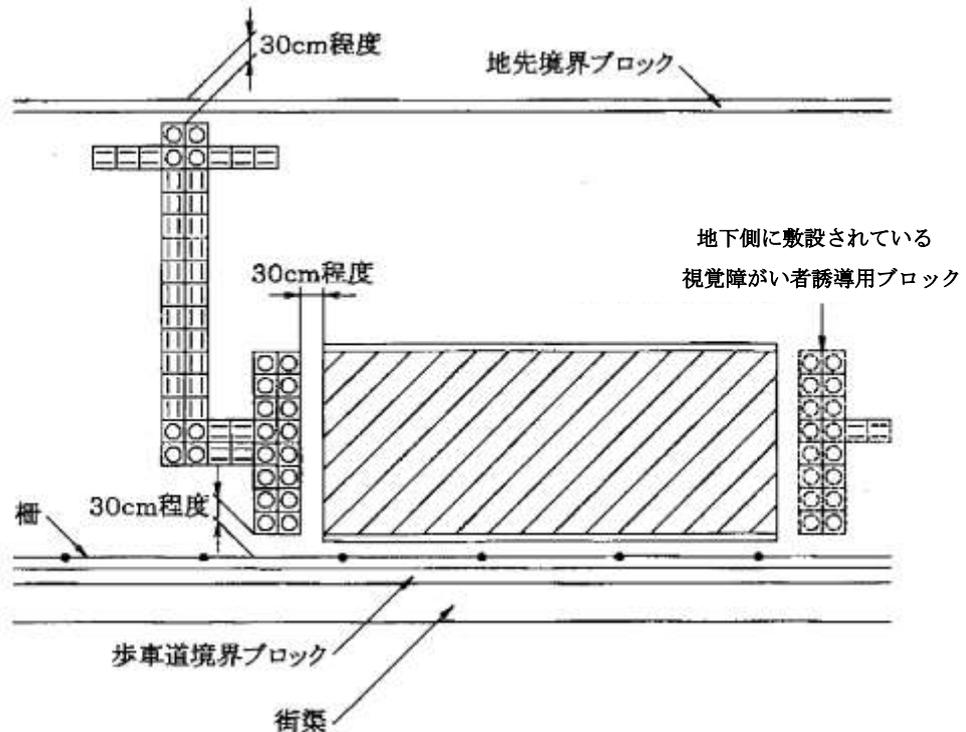


図6-3 つづき

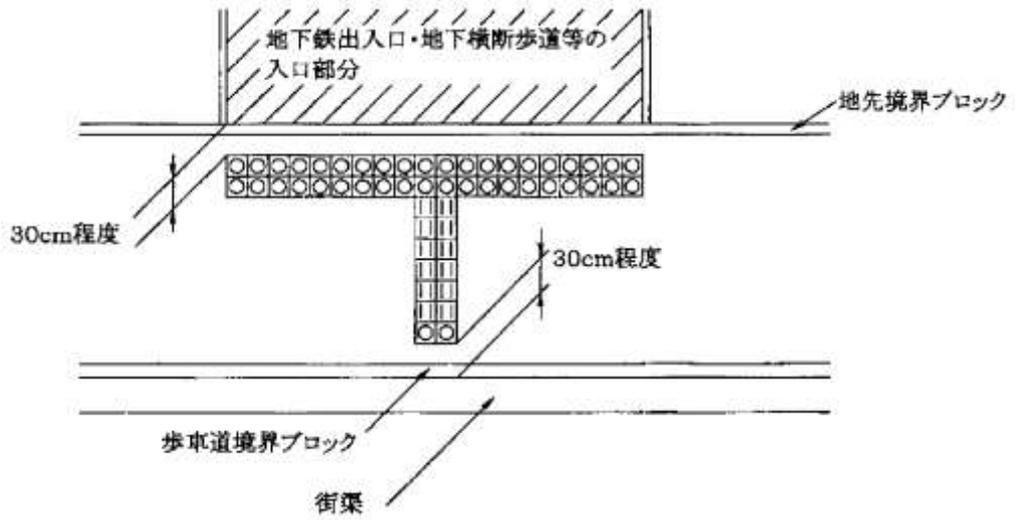
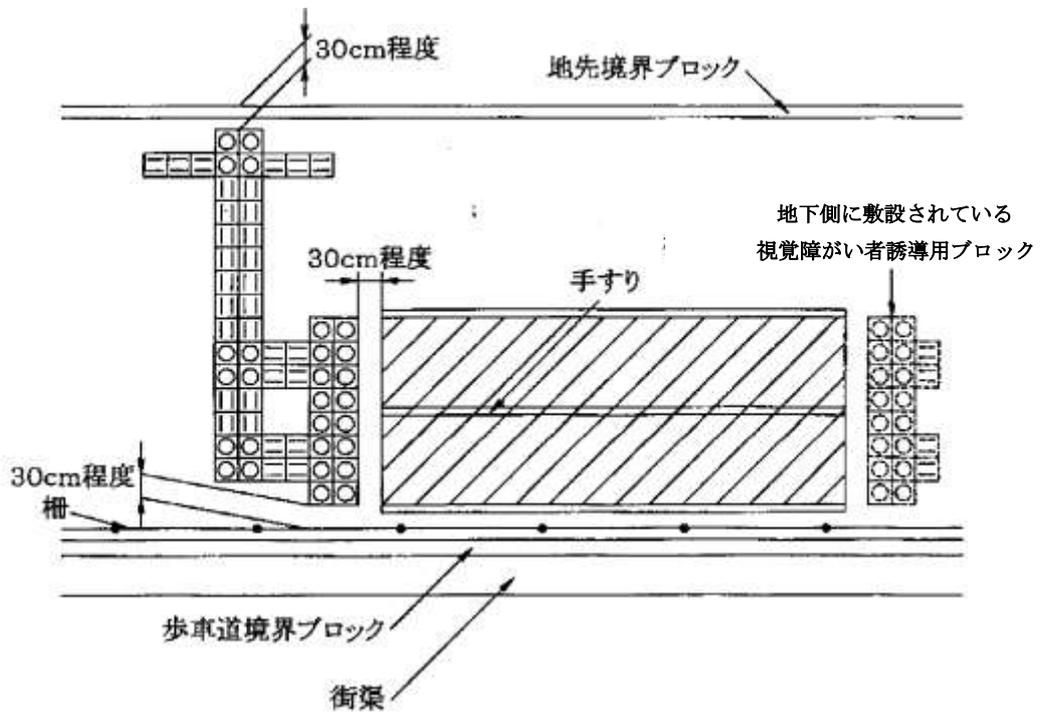


図6-4 地下側で2ヶ所に誘導している場合（誘導がない場合）



(7) 誘導施設への入口部

① 連続誘導がある場合

①-1 点状ブロック

点状ブロックの幅は、施設側の入口の幅あるいは、歩行者用の構内道路の幅に合わせることを基本とする。但し、既に施設側に点状ブロックが敷設されている場合は、その幅と合わせるものとする。また、点状ブロックの列数は1列敷設を基本とする。

位置は道路と施設側との境界で段差がない場合は、官民境界より18cm（地先境界ブロック分）程度離して敷設する。ただし、段差がある場合については、官民境界より30cm程度離して敷設するものとする。

<解説>

歩行訓練では、施設への方向を示す線状ブロックAを見つけやすいよう、施設のある側に立ち、下図のように白杖で確認しながら歩くよう指導されている。そのため、線状ブロックAの敷設は非常に重要である。

歩道上の線状ブロックの端から官民境界までは60cm程度であるため、点状ブロックの列数を2列とすると、施設の方向を示す線状ブロックAを敷設するスペースがなくなる。このため、点状ブロックの列数は1列とする。

また、官民境界に段差がある場合には、つまづく等の危険を避けるため、30cm程度離れたうえで点状ブロックを敷設する。この場合、線状ブロックAの位置も下図の場合より車道側に30cm程度移ることになるため、歩道上の線状ブロックは、官民境界から90cm程度離して敷設することになる。

図7-1
官民境界側に段差がない場合

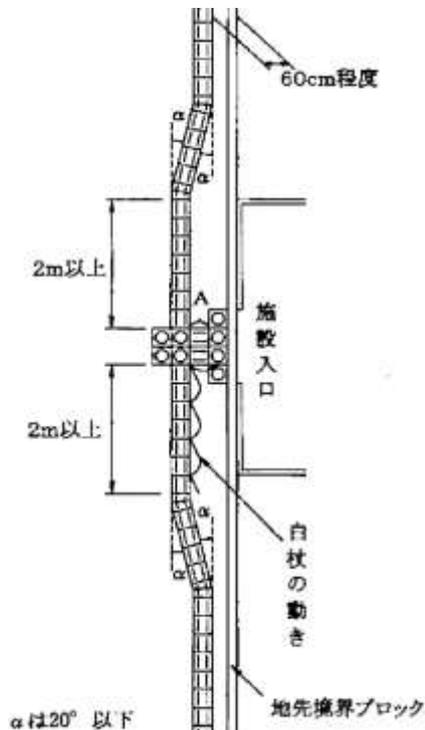
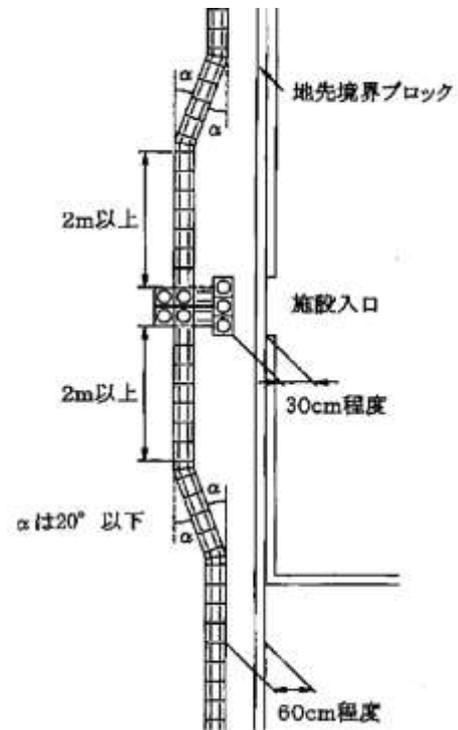


図7-2
官民境界側に段差がある場合



①-2 線状ブロック

施設入口から線状ブロックを2列で伸ばし、歩道部を誘導する線状ブロックと交差するよう敷設するものとする。

<解説>

線状ブロックの役割については①-1の解説に示す通りである。線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。

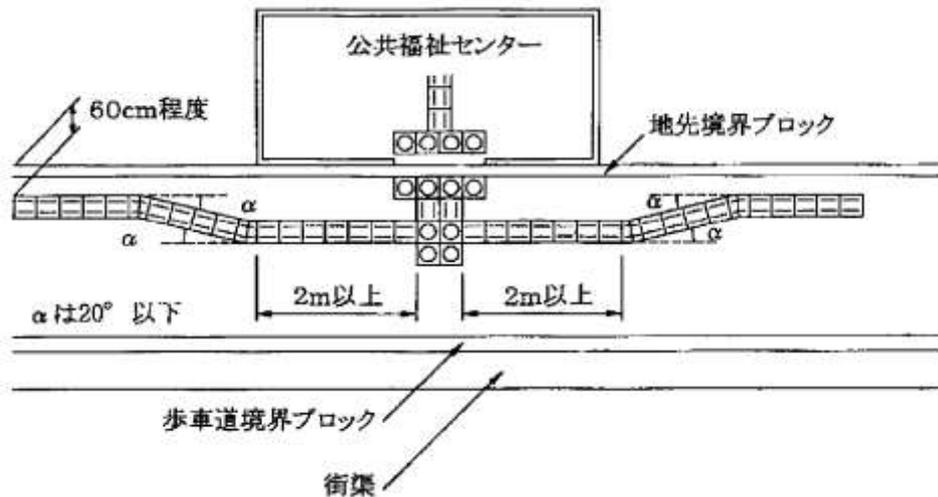
①-3 歩道部を誘導する線状ブロックと、隣接施設へ誘導する線状ブロックとの交差形状

分岐点であることを確認できるように、歩車道境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。

<解説>

歩車道境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた(図3-17のA1の点状ブロックと同様歩道を誘導する線状ブロックとの分岐であることを案内するためのものである)。

図7-3 誘導施設部での敷設



(8) バス停留所部

① 連続誘導がある場合

①-1 点状ブロック

バス停留所の乗口には、点状ブロックを縦、横2枚ずつ（計4枚）敷設するものとする。

<解説>

乗口の点状ブロックは、乗口の案内であると共に、乗車時以外に、視覚障がい者が誤って車道側へ踏み出さないための警告用に敷設されるものである。点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

降口での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設は、今回の基準には盛り込んでいない。しかし、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区の整備において、バスターミナルのように、そこを起終点として地区内の移動の円滑化を図る必要がある場所では、降口から地区内に敷設された視覚障がい者誘導用ブロックのネットワークへの連絡が重要と考えられ、敷設の検討が必要になってくると考えられる。なお、敷設する場合、その形状パターンは、乗口の場合と同様とする。

①-2 線状ブロックの列数

バス停留所の乗口から、線状ブロックを2列で伸ばし、歩道を誘導する線状ブロックと交差するよう敷設するものとする。

<解説>

線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

①-3 歩道部を誘導する線状ブロックと、バス停留所乗口へ誘導する線状ブロックとの交差形状

分岐点であることを確認できるように、官民境界側に敷設する4枚については、点状ブロックとする。

<解説>

官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1. (2). ②-4」（p21）にて記述した内容により定めた。

図8-1 バス停留所での敷設（誘導がある場合）

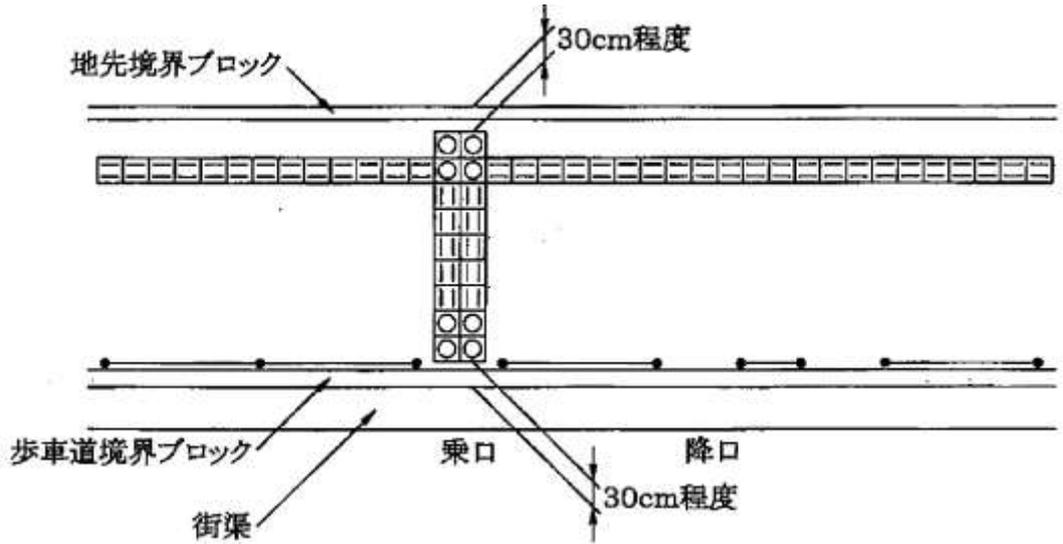
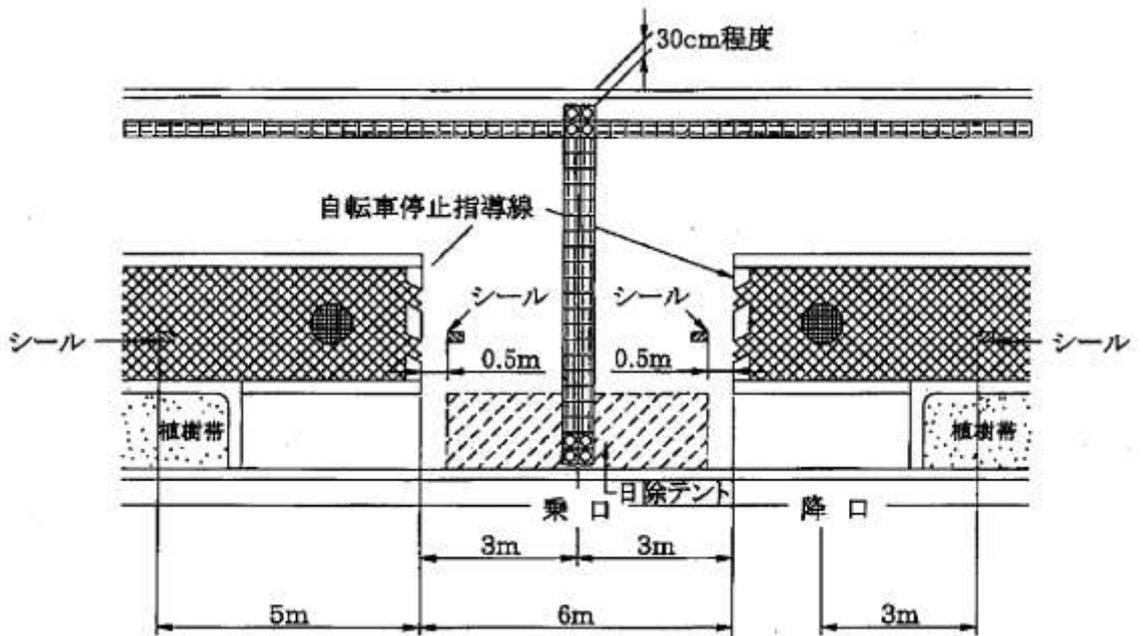


図8-2 バス停留所付近に自転車道がある場合の敷設（誘導がある場合）



② 連続誘導がない場合

②-1 点状ブロック

バス停留所の乗口には、点状ブロックを縦、横2枚ずつ（計4枚）敷設するものとする。

<解説>

乗口の点状ブロックは、乗口の案内であると共に、乗車時以外に、視覚障がい者が誤って車道側へ踏み出さないための警告用に敷設されるものである。点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

②-2 線状ブロックの列数

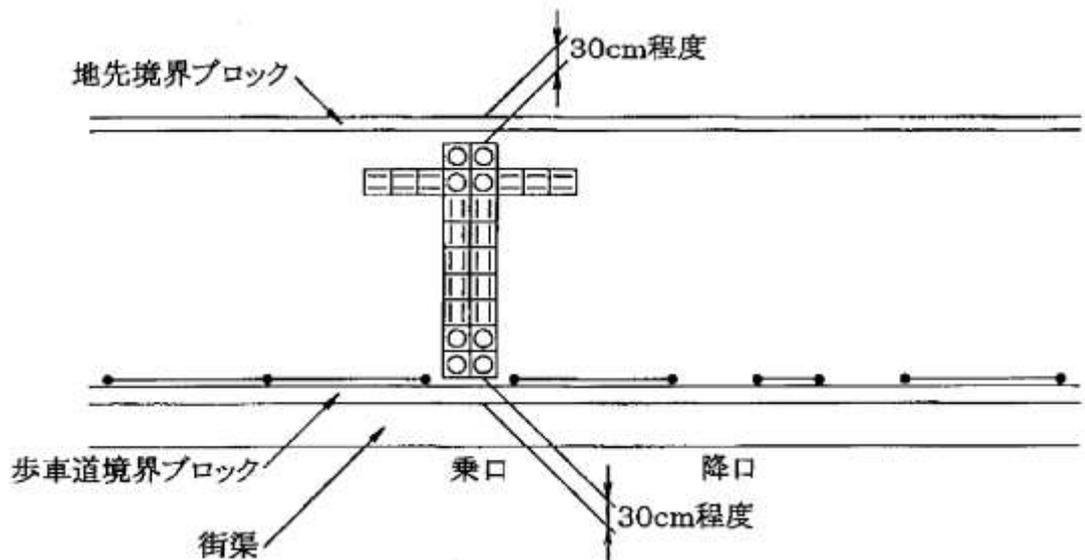
バス停留所の乗口から、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1. (2). ②-4）」（p21）にて記述した内容により定めた。

図8-3 バス停留所での敷設（誘導がない場合）



(9) 踏切部での敷設が必要な場合

① 踏切手前

踏切がある道路については、誘導は行わない。遠回りになる他の経路を選定するものとする。ただし、他の経路がないなどの理由によりやむをえない場合は、次のとおり敷設するものとする。

①-1 点状ブロック

踏切手前では、歩道の幅一杯に点状ブロックを2列敷設する。また、点状ブロックは遮断機が下りる位置から30cm程度離して敷設するものとする。

<解説>

視覚障がい者の歩行訓練では、踏切で遮断機が下りている時は、下りている遮断機に手をおいて待つように指導されている。遮断機の手前なら直近でも危険はなく、遮断機が上がるのも確認できるからである。そこで、視覚障がい者がその上に立って待つことになると考えられる点状ブロックは、遮断機が下りる位置から30cm程度離して敷設する。

なお、「歩道の幅一杯」とは、歩車道境界及び官民境界からそれぞれ30cm程度離隔をもうけた残りの歩道部分の幅のことである。また、柵を設置した場合は、柵から30cm程度離隔をもうけた残りの歩道部分の幅のことである。実際の点状ブロックの敷設においては、歩道の通行可能範囲の中心から、順次、左右に、Wの大きさが30cm未満となるまで、点状ブロックを敷設するものとする。

①-2 柵の設置

踏切手前では、踏切の内側と外側の判断が容易となるよう、民地側の状況も勘案し、可能な限り、歩道の両側に柵を設置するよう努めるものとする。

柵の長さは、踏切を抜けて2、3歩程度歩く間に、白杖等で確認が可能となるよう、少なくとも1.5m程度の長さに設置することが望ましい。

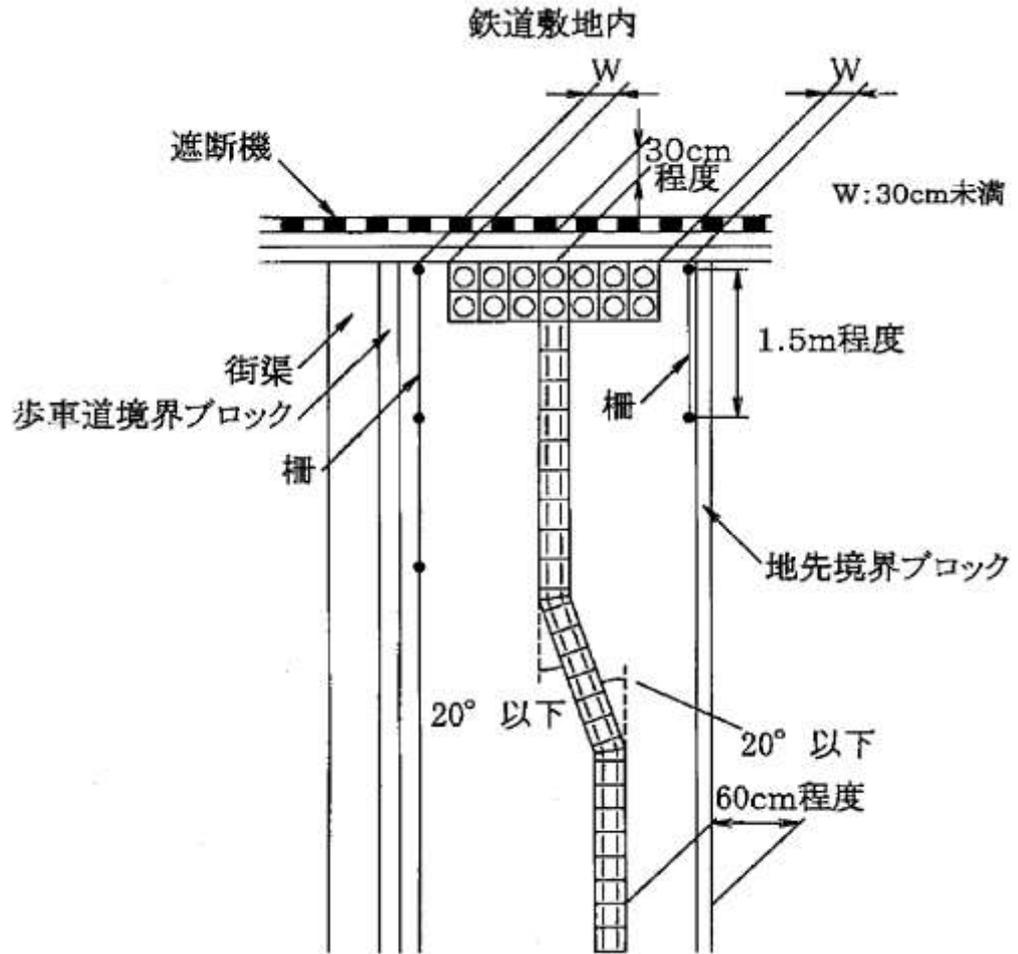
①-3 線状ブロック

線状ブロックは、踏切手前の点状ブロックの中央につなぐよう敷設することを基本とする。

<解説>

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設のあり方を出来る限りシンプルなものとするため、線状ブロックの誘導の方法を同じく危険な個所である横断歩道部と統一する。そのため、踏切手前においても、点状ブロックの中央につなぐ。

図9-1 踏切手前での敷設



(10) 利用施設への誘導

① エレベーター

エレベーターにおいては、点字表示のある乗場ボタンの位置に線状ブロックで誘導する。

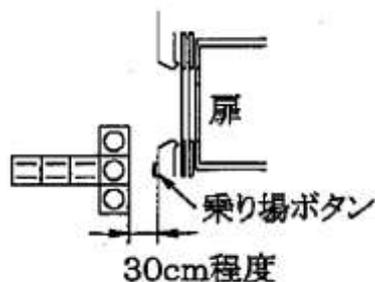
点字表示のある乗場ボタンの前には、点状ブロックを敷設する。敷設の位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30cm程度離れた個所とする。

<解説>

視覚障がい者がエレベーターを利用する場合、乗場ボタンの位置を知る必要がある。そのため、点字表示のある乗場ボタンの位置に線状ブロックで誘導する。

誘導の際には、壁から30cm程度離して点状ブロックを敷設し、線状ブロックをその点状ブロックに接続させる。この点状ブロックは、点字表示のある乗場ボタンを押すために近づいてきた視覚障がい者が、ボタンが設置された壁に衝突することをさけるために敷設するものである。一般に進行方向に向かって1列(30cm幅)の敷設の場合は跨ぎ越す恐れがあり、視覚障がい者誘導用ブロック(この場合は点状ブロック)のみによって注意喚起を行なう場合には2列(60cm幅)の敷設が必要である。しかし、進行方向が壁である場合は、足もとの視覚障がい者誘導用ブロックで確認するより先に、白杖で壁を感知することが可能である。この場合、むしろ、白杖で感知したものが一時的に進路上に置かれた障害物であるのか、あるいは壁であるのかを判断できるようにすることが必要である。このため、視覚障がい者が立ち止まって足元の点状ブロックを確認できるようにしておけばよいので、敷設は1列でよい。

図10-1 エレベーターへの誘導



② 便所

便所においては、便所出入口の壁面にある点字等による案内板の位置に線状ブロックで誘導する。

便所の点字による案内板の前に敷設する点状ブロックの位置は、点字等による案内板から30cm程度離れた個所とする。

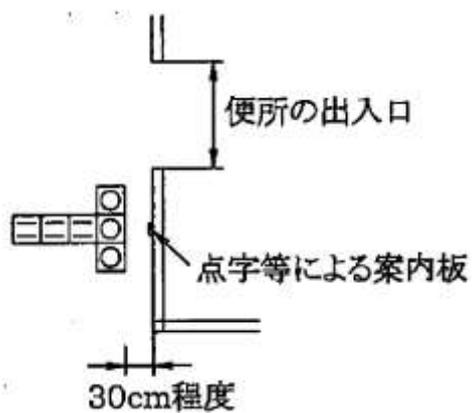
<解説>

視覚障がい者が便所を利用する場合、まず男女別の便所の位置を確認する必要がある。さらに、便所の中での便器等の配置が確認できれば、便所の利用がよりしやすくなる。そのため、便所出入口の壁面にある点字等による案内板の位

置に線状ブロックで誘導する。

誘導の際には、点字等による案内板が設置された壁に衝突することをさけるため、壁から30cm程度離して点状ブロックを敷設し、線状ブロックをその点状ブロックに接続させる。その理由については、「① エレベーター」で述べたとおりである。

図10-2 便所への誘導



(1 1) クリアランスシール

視覚障がい者が日常、視覚障がい者誘導用ブロックを利用する際に、視覚障がい者誘導用ブロックの上に物を置かれないうために、線状ブロックの上には、啓発のためのクリアランスシールを設置するものとする。

<解説>

視覚障がい者が歩行において視覚障がい者誘導用ブロックを利用する際に、物や自転車などが視覚障がい者誘導用ブロックの上に置かれると、視覚障がい者にとって非常に危険であり、安全に歩行できない状態となる。

このため、沿道の方や道路利用者に対して、視覚障がい者誘導用ブロックの意味と、物を置いてはいけないということを伝えるために設置するものである。

記載された文字が、磨耗や汚れなどにより消えかけたり、読み取りにくくなった場合には、適宜補修を行なうものとする。

図11-1 クリアランスシール

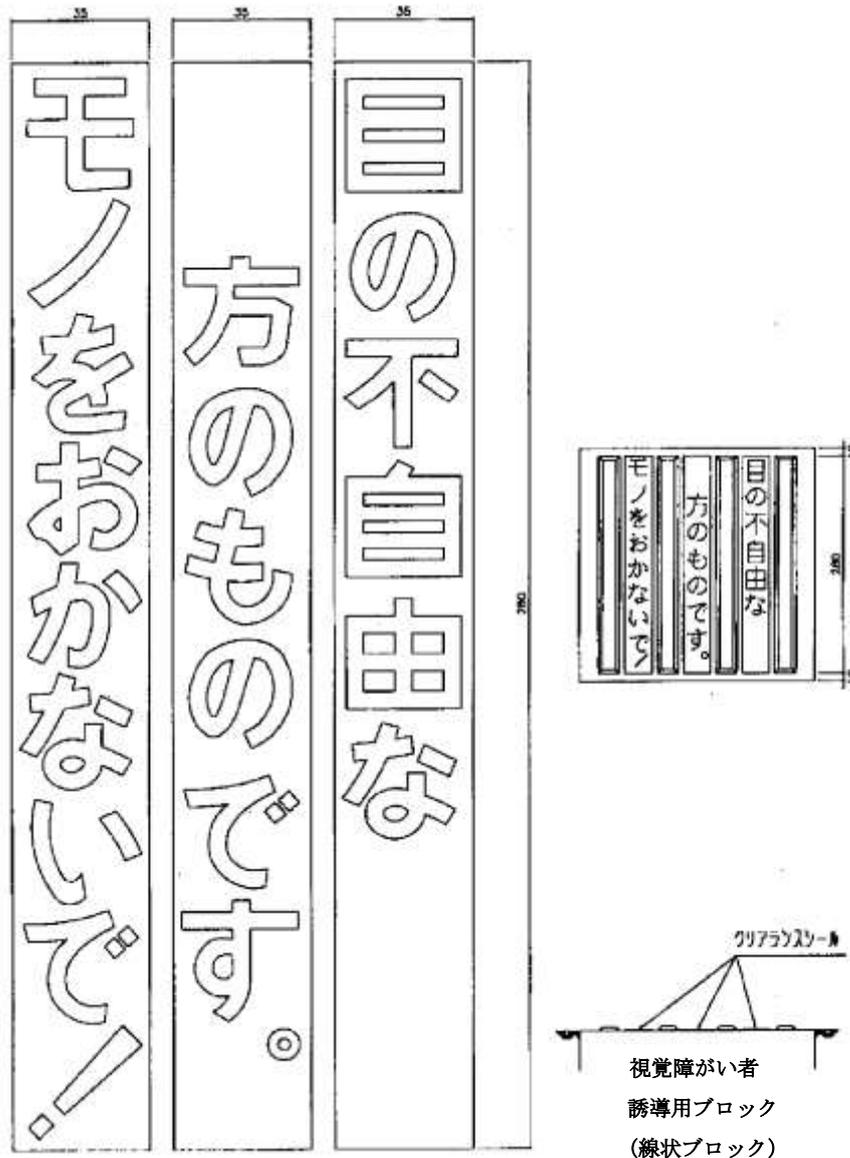
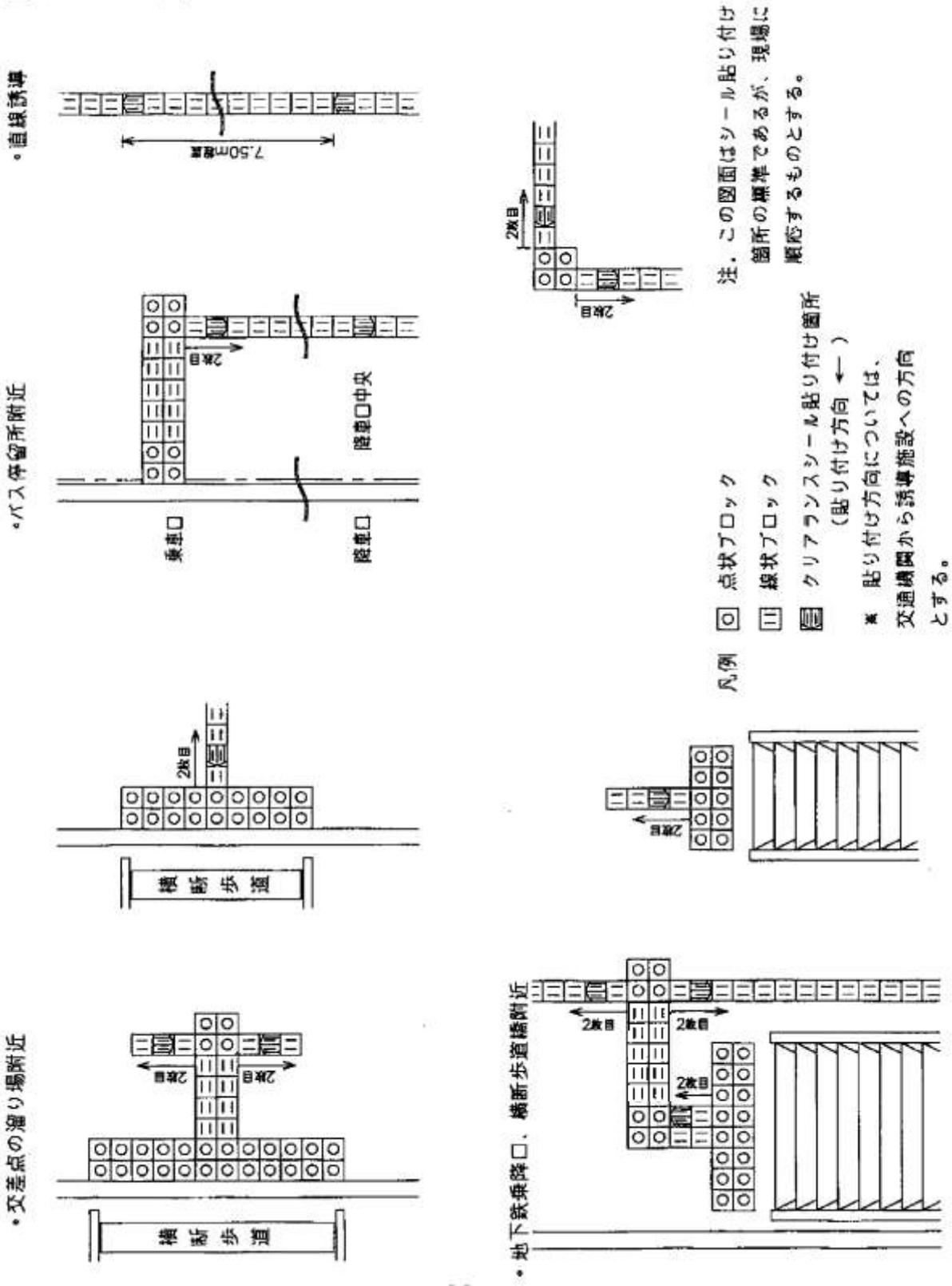


図11-2 クリアランスシールの設置箇所



注. この図面はシール貼り付け箇所の標準であるが、現場に順応するものとする。

- 凡例
- 点状ブロック
 - 線状ブロック
 - クリアランスシール貼り付け箇所 (貼り付け方向 ←)
- * 貼り付け方向については、交通機関から誘導施設へ方向とする。